

江津市の「ふるさと教育」

策定日：平成26年3月20日

I. 方針の位置づけと意義

江津市総合振興計画*の「定住促進4大プロジェクト」の「1. ひと育てプロジェクト」に対応する「江津市のふるさと教育」を著すものとし、江津市教育委員会で進める教育活動の、児童・生徒のふるさと江津を知る学習のほか、地域の方による学校支援*・放課後支援*などを含めた全体の活動方針とします。

II. 方針の期間

県の進める「ふるさと教育推進事業」と歩調を合わせて活動を進めることも必要なことから、26年度から28年度までの3年度間を最初の期間として、以後3年度ごとに見直しを図ります。

III. 方針の性格

1. 江津市教育委員会の考える教育について
2. 江津市内の各校が行う『ふるさと教育』の事業計画を検討するための指針として
3. 地域のみなさんが子どもとの関わり方を考えるための参考として

IV. 江津市のふるさと教育

1. 江津市のめざす「ふるさと教育」

私たちの考える「ふるさと教育」は、『ふるさと共育』です。人が成長するために行われる活動が教育であり、それは子どもだけに必要なことではありません。また、成長することを重視して、あえて教えるという手法をとらない教育活動もあります。そこでは、大人も、子どもも相互に認め合い、共に成長していこうとする心構えが大切です。

2. 地域に貢献しようとする人材育成の視点から

【児童・生徒】

ふるさとの「ひと・もの・こと」を知り、それに触れる体験活動を通して、ふるさとへの愛着や誇りが生まれます。地域の課題を知り、地域の未来を考え、そして自分がどのように地域と関わり、貢献しなければならないかを考えます。

- ① ふるさとを知り、愛着や誇りをもち愛郷心を忘れないひと
- ② 地域の人とのつながりを大切に考え、絆を育もうとするひと
- ③ ふるさとを守りながら、新しいものを創造しようとするひと

例えば

- ◎具体的に次のような知識や技能の習得が必要と考えられます。
 - ・江津の自然環境や地理について造詣が深く、伝統文化に親しみを持っていること
 - ・江津における地域課題について認識があること
 - ・地域の人を知り、コミュニケーションが取れること
 - ・学んだ成果を実際の活動に活かすことができること
- ◎そのことで、次のようなことを期待できます。
 - ・地域の伝統文化、芸能活動や社会貢献活動への参画
 - ・江津の企業への就職と定住
 - ・江津での起業

【地域の大人】

子ども成長に関わることで、成長を目の当りにする感動や自己有用感を得ることで、次のような変容を期待します。

- ① 今ある地域課題に目を向け、その解決を図ろうとすること
- ② 地域の人とのつながりを大切に考え、絆を育もうとすること
- ③ 次世代への育成や継承を行いながら、学び続けること

例えば

- ◎具体的に次のような活動が活発になり、地域の活性化が期待できます。
- ・ 学校支援活動や放課後支援活動をはじめとする子どもの成長に関わる活動
 - ・ 地域にある伝統芸能活動
 - ・ 地域の安心・安全をつくる活動
 - ・ 地域コミュニティ組織の活動
 - ・ 今までなかった、組織、団体間の連携

3. 学力*向上の視点から

教科等で習得した基礎的な知識・技能を活用して、地域課題等を解決する課程において、思考力・判断力・表現力が育まれます。あわせて、ふるさとのために主体的に学習に取り組む意欲の伸長が期待できます。

4. 生涯学習社会構築の視点から

自分の学んだ成果やいままでの経験を、子どもたちに還元すること、また教科の学習等を地域で活かすことは、大人も子どもも、自分が地域社会の一員として自覚をもつとともに、自身の成長にもつながります。また、そうした生涯学習社会を構築することで人はそれぞれ次の世代を育成していくという責任を果たすことになると考えます。

5. 教育コミュニティ創造の視点から

就業状況や価値観の多様化などから地域のつながり（地縁）は薄れています。そのために、地区の学校支援・放課後支援の活動の推進と支援に力を入れることで、子どもの成長に関わろうとする目的から生まれるつながり（目的縁）を創り、学校を含めた地域全体のつながりを強くし、コミュニティ*の活性化を図ります。

語句の説明

※江津市総合振興計画

江津市まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、長期的なまちづくりの方向性や将来像とその実現の手段等を総合的かつ体系的に示した行政運営の基本指針となるものです。

※学校支援

江津市では、地域の大人が学習を支援するボランティアや、もしくは地域のことを伝える講師として総合的な学習時間などに学校へ入っています。また、直接授業に関わる活動だけでなく、安心した学習環境をつくっていくための登下校の見守り活動や、図書環境の整備など多様な活動を行っています。

※放課後支援

放課後の子ども居場所や土曜日の学習機会を学校と協力しながら地域の大人の方で作り、異年齢の子ども、子どもと大人、そして地域の大人同士のつながりを創っています。

※学力

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければなりません。（学校教育法第30条第2項の規定）

※コミュニティ

生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団（国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告1969年9月29日 より引用）